

「青森県・鶴田町」連携融資制度保証料補助金交付要綱

(目的)

第1条

この要綱は、青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度の保証料に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条

保証料の補助対象は、青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱（以下「県要綱」という。）に定める2（1）①及び②により融資を受けたもので次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 融資額1千万円以内のもの

(2) 融資期間が、県要綱2（1）①については、10年以内（うち据置期間が1年以内）のもの。県要綱2（1）②については、運転資金10年以内（うち据置期間が2年以内）、設備資金15年以内（うち据置期間が3年以内）、借換資金10年以内（うち据置期間が1年以内）のもの

(3) 創業後5年未満のもの

(4) 個人にあっては町内に住所を有するものであって、町内で営業を開始するもの又は開始しているもの、法人にあっては町内に本店登記があるものであって、町内で営業を開始するもの又は営業をしているもの

(5) 納税状況の良好なもの

(実施期間)

第3条

実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、開始日又は終了日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）に当たるときは、開始日にあつてはその直後の休日等以外の日とし、終了日にあつてはその直前の休日等以外の日とする。

(保証料)

第4条

保証料は、県要綱及び第2条の各号の要件に該当するものに対し、町は次のとおり事業者へ直接補助する。

(1) 県要綱3（4）により算出された保証料のうち、県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助する（端数を切り上げる）。

(2) ただし、スタートアップ創出促進保証制度を利用するものに対しては、第4条（1）の信用保証料の上乗せ分0.2%を除いた額、事業者選択型経営者保証非提供制度を利用するものに対しては、第4条（1）の信用保証料の上乗せ分0.25%又は0.45%を除いた額を補助する。なお、条件変更に伴い追加で生じる保証料については、補助の対象外とする。

(保証料の補助申請)

第5条

保証料の補助を受けようとする者は、保証料補助金等交付申請書（様式第1号）に次に

掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 前年度納税証明書
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 前項の保証料補助金等交付申請書の提出期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(保証料補助決定)

第6条

町長は、保証料補助の申請があった場合、その内容を審査し、保証料を補助することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、保証料補助金等交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(保証料の請求)

第7条

保証料の請求は、保証料補助金等請求書（様式第3号）を町長に提出して行うものとする。

(保証料の返還)

第8条

町長は、保証料の補助を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、保証料の全部又は一部の補助決定を取消し、既に交付した保証料の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 借入保証期間が短縮し、又は借入金額が減少した等の理由により、払い込んだ保証料の還付を受けたとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(報告)

第9条

青森県信用保証協会は、この制度の運営状況について、毎月の実績を翌月の10日までに町長に報告するものとする。

(その他)

第10条

この交付要綱に定めのない事項については、町、青森県信用保証協会が協議の上決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年10月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に融資を受けた保証料については、第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年鶴田町告示第3号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。